

随意契約結果一覧

所属(課名)

観光交流課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
松阪駅観光情報センター案内等業務	31.4.1	一般社団法人松阪市観光協会	6,932,400	6,932,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。松阪市観光協会は松阪市の観光振興・物産振興を図ることを目的に設立された団体であり、多くの観光に関係する会員から構成されています。このことから、松阪市観光協会に観光情報センター窓口業務等を委託することにより、施設の設置目的を最も効果的に達成することが期待できる団体であることから契約を締結する。	有	
まつさか交流物産館接客等業務	31.4.1	一般社団法人松阪市観光協会	4,447,200	4,447,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。契約の目的の一つとして、松阪市観光協会が当該委託事業により販売収入の増加を図り、自主財源の確保に努め、補助金に依存する割合を改善し、団体として自立することを目指していることから同団体と契約する。	無	
地域BWA活用Wi-Fi整備事業	31.4.1	松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社	972,000	928,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。松阪市と松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社との間で、地域BWAの整備及び提供のに関して協定書が締結されたことに伴い、Wi-Fiアクセスポイントの設置を委託することにより、観光用Wi-Fi回線として無償提供することを目的とし契約を締結する。	無	
おもてなし処「鈴の音」開設業務	31.4.1	ミズ・ネットワーク松阪	768,000	768,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。観光客へのホスピタリティの向上と、商店街のにぎわいを取り戻すことを目的とすることから、競争入札には適さず、施設所有者と施設の賃貸借契約を締結している団体と随意契約により契約する。	無	
「観光三重」を活用したwebプロモーション	31.4.1	公益社団法人三重県観光連盟	990,000	990,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。三重県観光連盟公式サイト「観光三重HP」内へ松阪市紹介ページを掲載するものであるが、ウェブサイトへの広告掲載であり、特定の業者と契約しなければ契約の目的を達成できず、その性質または目的が競争入札に適しないため。	無	

豪商のまち松阪プロモーション業務委託	1.5.8	豪商のまち松阪プロモーション実行委員会	9,350,000	9,350,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。平成27年度に近鉄と本市が共同で実施した「近鉄エリアキャンペーン」及び、それらのノウハウを基に平成28年度より実施している「豪商のまち松阪キャンペーン」は、着地型旅行商品等の造成や着地側でのイベント企画等により、観光客増加に寄与したことから、本業務では、引き続き同様のキャンペーンを実施することで、誘客促進を図るものである。尚、本業務の実施にあたっては、上記のキャンペーンのノウハウを有する運輸事業者、また、本市の観光振興の中心的組織である松阪市観光協会等で構成する組織等と契約をすることで、行政だけでなく、地域と一体となった事業展開を図ることが重要であることから、同機能を有する「豪商のまち松阪プロモーション実行委員会」と契約を締結しようとするものである。	無	
観光情報等テレビ番組制作及び放送広告	1.7.1	三重テレビ放送株式会社	1,080,000	1,080,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。当該広告は、三重テレビ番組「ええじゃないか。」での放送を行い、松阪市の観光情報等を発信することを目的とするため。	無	
松阪市のキャンペーンおよび情報の発信20秒スポットCM+生レポート	1.9.2	三重エフエム放送株式会社	990,000	990,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。当該広告は、レディオキューブでの放送を行い、松阪市のイベント情報を発信することを目的とするため、放送会社である三重エフエム放送株式会社と契約をする。	無	
松阪経営文化セミナー朝日新聞東京本社夕刊広告	1.10.1	株式会社マリオン業務センター	1,100,000	1,100,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。会員向けDMでの告知であり、特定の業者と契約しなければ契約の目的を達成できず、その性質または目的が競争入札に適さないため。	無	
訪日外国人向け媒体「Kansai chan」を活用したPR業務	1.12.5	株式会社JTBパブリッシング	619,300	619,300	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号による。三重県に訪れる外国人の多くが利用する関西国際空港で誘客活動を行うことは非常に効果的であると考えられる。当空港には観光案内所は2か所あるが、広域にわたる観光案内を実施しているのはJTBグループが運営「関西ツーリストインフォメーションセンター」のみである。株式会社JTBパブリッシングに業務委託することにより、インバウンド目線で効果的な記事を3言語で作成し、当該観光案内所に情報を求めて来訪した旅行者に直接情報発信が可能になる。	無	
ぶらり松阪路観光マップ増刷	2.1.20	新日本工業株式会社	957,000	957,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号による。原版を保有する新日本工業(株)と他社との見積りを依頼したところ原版を保有する新日本工業(株)の見積もりが最低価格であったため。	無	

観光ガイドブック「松阪路」 増刷	2.2.21	新日本工業株式会社	1,012,000	1,012,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号による。 原版を所有する新日本工業㈱が最も有利な価格で 契約が可能なため。	無	
---------------------	--------	-----------	-----------	-----------	--	---	--